

# 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件について

## 1. 改正の内容

保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 28 条の規定により、特定保健指導（法第 24 条）の実施を委託した場合、受託者は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成 20 年厚生労働省告示第 11 号）第 2 の 5（13）アにより、委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこととされている。

今般、被用者保険の保険者が、被扶養者への特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を図るため、その実施を市町村国保に委託し、当該市町村国保から他の外部機関に再委託することへの要望が寄せられていることから、市町村国保が他の保険者から特定保健指導の実施を受託する場合に限り、当該市町村国保から他の外部機関への業務の全部又は主たる部分の再委託を認めることとするもの。

## 2. 告示日

平成 23 年 月 日

## 3. 適用日

平成 23 年 月 日